

全乗連発第111号
平成20年11月12日

厚生労働省 老健局長
宮島 俊彦 様

(社)全国乗用自動車連合会
会 長 富 田 昌 孝
ケア輸送委員会 関 淳 一
委 員 長

介護報酬の見直しについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当業界に対して格別のご指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

タクシー業界においては、去る10月28日に開催した事業者大会で「ケア輸送の推進に関する決議」を行い、運転者教育の充実やユニバーサルタクシー車両の開発促進を図り、地域において安心して利用されるケア輸送サービスの担い手となることを宣言したところです。

また、タクシー事業者によっては、高齢者等の通院等地域の足としての旅客運送事業に加え、従来から訪問介護事業を展開し、中には新たに導入された夜間対応型訪問介護サービス、介護施設の運営を行うなど介護事業を通じて地域の福祉に積極的に取り組んでおります。

現在、厚生労働省におかれては介護報酬の見直しを検討されておりますが、この度、介護事業に関わる全国各地のタクシー事業者から当連合会に寄せられた意見を集約し、介護報酬見直しに関して別記のとおり要望いたします。 敬具

1 訪問介護事業の報酬を適正な経営ができる単位に引き上げられたい。

身体介護、生活援助、乗降介助等訪問介護サービスに従事する訪問介護員に対して、適正な処遇や必要なスキルアップを実施していくためには、他のサービスに比して人件費率が高い訪問介護サービスの介護報酬単位を引き上げる必要があります。

2 訪問介護サービスについて

- (1) 自治体担当者やケアマネージャーの理解・判断が異なることがないように利用条件を具体化・明確化
- (2) 「乗降介助」について複数通院や通院途中の立寄りなどができない現状の制限緩和を検討
- (3) 「生活援助」について1日あたりの時間制限を週単位にする、身体介護との間隔時間を廃止する等の利用者対策を検討
- (4) 夜間対応型訪問介護について在宅ケアの基本サービスとして定着が図られるよう提供時間の範囲を広げる等対策を検討

していただきたい。

3 通院手段の確保、病院内の移動介助等受診を支援する基本施策を検討頂きたい。

要支援者の通院手段が確保されていないことに加え、「乗降介助」サービスを利用される要介護者においても複数通院や通院途中の立ち寄りなどが認められない等の制限があり、また、病院によっては「乗降介助」サービスの範囲を超えて、訪問介護員（乗務員）に透析準備等病院内の介助が要請されるなどの実態があります。

高齢者が在宅で自立した生活を維持していく上で、安心して通院・受診できることは不可欠であり、その支援施策が必要であります。